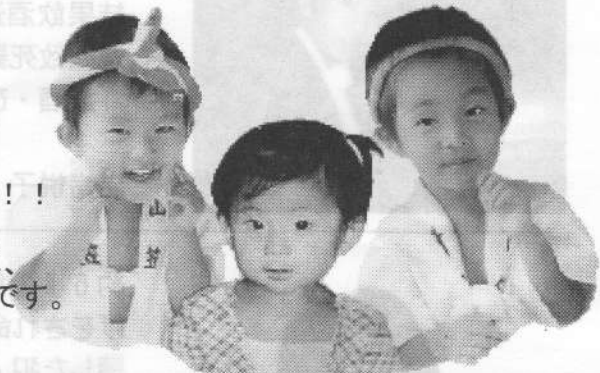


飲酒・ひき逃げ放置できますか？

危険運転致死傷罪の適用を逃れるために、
飲酒運転で人身事故を起こし、現場から逃走！！
いわゆる「飲酒・ひき逃げ」が急増しています。
飲酒運転の事実を隠して厳罰を免れるために、
助かる人を見殺しにする悪質極まりない行為です。



署名にご協力お願いします

法改正を要望します!!

私たち遺族は支援者とともに、法務省に対し「飲酒・ひき逃げ」に対して危険運転致死傷罪と同等あるいはそれ以上の厳罰を科すことのできるよう法改正を要望しています。

現行法では、酒酔い運転で人身事故を起こしたら、
危険運転致死傷罪(2001.12.25施行)が適用されます。
この最高刑は懲役20年です。

一方、事故を起こしても現場から逃走してアルコールが体内から
抜けた後に自首したら危険運転致死傷罪の適用が困難となり、
自動車運転過失致死傷罪と道路交通法(救護義務)違反に留まる
場合が多く、その最高刑は懲役15年です。

このような法律の抜け道があると、「危険運転致死傷罪」が本来持つ、
悪質・危険な運転を抑止する力が損なわれてしまいます。
『逃げてでも得にならない』ことを明確にするための法的な手立てが
必要であることを、法務大臣に直接お会いし、
署名簿を添えて要望します。どうか署名にご協力ください。

連絡先・署名用紙請求・送り先

■連絡先：「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」

幹事 井上保孝・井上郁美 TEL&FAX 043-276-4162

〒262-0019 千葉市花見川区朝日ヶ丘4-12-1-1-310 E-MAIL kanachikanori@cnc.jp

■署名用紙請求・送り先：

〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市306 佐藤悦子 行き

TEL0978-68-0235 FAX0978-68-0417 E-MAIL tsukasa-chi-takamiti@jeans.ocn.ne.jp

<http://takamichi.moo.jp/> (署名用紙をダウンロードできます)

〒069-0821 北海道江別市東野幌町56-8 高石弘・洋子 行き TEL&FAX 011-383-2616

軽すぎて・・・「被害者の声」



あの日、飲酒運転常習の男は立て続けに2つの事故を起こした。男は元紀の姿を見ていながら90mも引きずり挙句に重ね飲みの証拠隠滅行為！結果飲酒運転すら罪状になし。必死で訴え集めた署名によりやっと危険運転致死罪懲役8年が確定した。今19歳で命を消された元紀と叫ぶ。
「飲酒・ひき逃げは殺人だよ！ 繰り返さないで」

いわさき
岩寄悦子（東京都多摩市）の言葉



約6ℓの飲酒の上で無保険車を乗り回した当時19歳の少年によりひき逃げをされ命を奪われた隆陸（たかみち）。それでも過失。酔いがさめて出頭した犯人には懲役3年が確定。「飲酒・ひき逃げ」が過失ですか？
「逃げ得」は許せない。息子からのメッセージを訴えながら、母は息子と生きる。

佐藤悦子（大分県国東市）の言葉



次男拓那（たくな）は平成15年2月12日早朝、新聞配達へ向かう途中、朝方まで酒を飲んでいた男にひき逃げされ一瞬で命を絶たれてしまいました。犯人に下された実刑2年は重いのでしょうか？ 発見されたとき拓那の体には、雪が降り積もっていました。

高石弘・洋子（北海道江別市）の言葉



覚せい剤所持の執行猶予中に盗んだ車で飲酒運転。40kmオーバーで対向車線を逆走し、息子のバイクに正面衝突。犯人はそのまま逃げて、数日後に逮捕されたため、飲酒運転の罪名も消え、危険運転致死罪も適用されることはありませんでした。罪に罪を重ねる「逃げ得」は絶対に許せません。

ほうり
祝部滋・美佐子（神奈川県茅ヶ崎市）の言葉



平成16年11月2日、仕事を終え自宅へ帰る途中、主婦（当時45歳）の飲酒運転、救護義務違反により命を奪われた。加害者は倒れている息子の救助や警察や救急への連絡もせず、飲酒がばれない様に遠く離れた所に居た。息子の命よりも飲酒運転がばれない事を優先した。人の生命を奪った加害者は僅か2年8ヵ月の刑でしかなかった。

松原道明・久美子（福岡県福岡市）の言葉

「危険運転致死傷罪」の持つ抑止力を損なうような『飲酒・ひき逃げ』行為は断じて許せません。
奏子（かなこ）・周子（ちかこ）も天国から私達の活動を見守ってくれているはずですよ。

飲酒運転による悲惨な犠牲者をこれ以上出さないために

平成11年11月28日に東名高速で酒酔いトラックに二人の娘を奪われた両親

**飲酒・ひき逃げ犯に対して「逃げ得」がまかりとおることがないように
刑法を含む関連法の改正を要望します。**

「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」

署名の趣旨

最近、飲酒運転の上で交通事故を起こし、その後負傷者を救護することなく現場を立ち去ってしまう飲酒・ひき逃げ犯が急増しています。

飲酒運転の発覚を恐れていったん事故現場から逃走し、体内からアルコールが抜けてから自首したり逮捕されたりしたドライバーが、危険運転致死傷罪(最高刑懲役20年)の適用を逃れ、軽い罪で裁かれてしまっている事例が後を絶たないからです。

罪に罪を重ねたのにもかかわらず、逃げたがゆえに軽い罰にしか処されないという、「逃げ得」を許している法の抜け穴は、2007年通常国会の刑法及び道路交通法の一部改正をもってしても残念ながら塞がっていません。

もし、加害者が逃げずに救急車を呼んでいてくれたら被害者は助かっていたかもと考えると、逃げた加害者はより厳しく罰せられてしかるべきだと思います。

私たちは、このような状況が早期に是正されるよう、関連する法律の改正にむけて、被害者遺族や支援者等の関係者が互いに連携を保ち、広く全国民に協力を呼びかけ、多くの賛同の意を立法に携わる人たちに伝えるため、ここに署名を添えて要望します。

2007年5月

署名簿の送り先：〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市306 佐藤悦子行 (TEL090-3327-8630)

<http://takamichi.moo.jp/>

〒069-0821 北海道江別市東野幌町56-8 高石弘・洋子行 (TEL090-6262-6880)

氏名(自署でお願いします)	住所 (都道府県名からお書きください)

お問い合わせ先：「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」

幹事 井上保孝・郁美 TEL&FAX 043-276-4162、E-mail kanachikanori@cnc.jp

*本署名用紙は連絡協議会メンバーが直接大臣へ手渡しするためのものであり、複写、転記、転送することは絶対にありません。